

平成 25 年 5 月策定
令和 4 年 4 月時点修正

八代市公立保育所のあり方について

1 策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加、女性の社会進出、地域における住民間の連帯感の希薄化などに伴い、仕事と子育ての両立を支援する保育所の役割は、益々大きくなっています。併せて保護者の就労状況や価値観、ライフスタイルの多様化から延長保育などの様々な保育ニーズが求められています。また、特に中山間地の保育所においては、就学前児童数の減少により、効果的な保育の実施が難しい状況にあります。

本市の保育所は、国の示す保育所保育指針に基づく保育を提供し、市域の保育の質の向上に努めるとともに、将来にわたって安定的で良質な保育サービスを提供していかねばなりません。

そのためには、延長保育や土曜日の一泊保育など、保護者の多様な保育ニーズに柔軟に対応していくとともに、保育環境の整備や安定的な保育所の運営に取り組むことが必要です。

公立保育所では、平成 16 年度から国の三位一体改革により公立保育所への国や県からの運営費や施設整備補助金が廃止されたことに伴い、保育時間の拡充をはじめとした多様化する保育ニーズへの対応や老朽化した保育所施設の整備は、市の財政負担が増えることから難しい状況にあります。

行政は、限られた財源の中で最大の効果をあげるために、効率化を図っており、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討し取り組んでいくことが必要です。

公立保育所の民営化等は、その取り組みの一環として行うものであり、その効果は、民間活力の導入により、保護者の多様な保育ニーズにすばやく対応できると同時に、効率的な保育所運営が期待されることから、より良い保育環境の整備が図られ、本市の子育て支援施策の充実に寄与できると考えます。

このようなことを踏まえ、今後の公立保育所の役割や存在意義を整理検討し、公立保育所のあり方として取りまとめることとしました。

2 拠点保育所としての公立保育所

これからの公立保育所は、児童の保育や子育て支援というこれまでの役割に加えて、保護者の求める子育て支援の情報収集、保育に関わる事例研究や保育技術の情報交換、研修システムの確立などを率先して行い、そのノウハウを私立保育所と共有しながら、市全体の保育サービスの向上に努めることが必要と考えます。

また、特別な支援を要するこどもの保育に対応する必要があるときや、災害時など急激な保育環境の変化へ対応するためのセーフティネットとしての役割を果たすことも重要です。

そこで市域を4ブロックに分け、拠点保育所として比較的施設設備の新しい公立保育所の中で1か所をブロックごとに位置づけることとします。

なお、建築年次が古く、施設設備の老朽化が心配される場所は、拠点保育所とはなりません。

3 認定こども園について

平成24年8月に成立した「こども・子育て関連3法」において、保育所機能と幼稚園機能を持つ認定こども園を拡充する方向性が国により示され、平成27年度から施行されたことから、本市においても公立保育所と公立幼稚園が近隣にある地域については、認定こども園導入の検討を進めていきます。

4 公立保育所の民営化

本市には、建築年数が25年以上経過している公立保育所が10施設中7か所あり、中でも園舎や設備の老朽化が顕著な保育所があります。

将来的に就学前児童数が見込まれる地域には、今後も保育所が存続することが必要と考えますが、老朽化している保育所の園舎等の全面改築・改修を本市が行うには、財政的負担が大きいことから、民営化により私立保育所に運営を移管し、併せて保育サービスの一層の充実を図ります。

なお、民営化の実施にあたっては、保護者や地域の方々へ十分に説明し、以下のような方法で行います。また、移行には1年半から2年程度が必要と見込んでいます。

(1) 移管先

運営の移管先は、入所児童や保護者の不安解消、市有財産の処分、及び民営化に対する地域住民の要望を勘案して、市内や市に隣接する市町村において児童福祉事業（保育所運営）に良好な実績のある社会福祉法人と幼児教育事業（幼稚園運営）に良好な実績のある学校法人を基本とします。

また、市内の保育士養成の実績や保育所運営のノウハウを有する学校法人やNPO法人、及び新たに社会福祉法人やNPO法人等を設立しようとする保育の経験者や当該地域関係者、八代市社会福祉協議会も対象とします。

(2) 移管先の募集

原則、公募により行います。

(3) 移管先の審査・選定

移管先の審査は、対象保育所ごとに「選定委員会」を設置し、「選定基準」を定めます。選定委員会の委員は、学識者や会計士、保育士等で構成し、当該保育所の保護者代表や地域代表者を含めます。

移管先の選定は、選定委員会で作成する「選定基準」をもとに行います。また、必要に応じて応募法人の責任者への面接や保育現場の視察を行います。

(4) 移管にあたっての条件

ア 運営移管を受けた法人（以下、移管先法人）は、これまで当該保育所が果たしてきた公立保育所としての役割を尊重するとともに、保育所独自の行事の継承に努め、地域に根ざした保育所づくりに寄与するものとします。

イ 移管する保育所の土地・建物は、原則として有償譲渡とします。

譲渡価格は、当該保育所の土地・建物の不動産鑑定評価を行い、その評価額を基本に設定します。

ウ 移管先法人は、保育所として継続運営しなければなりません。

ただし、社会状況の変動による運営内容の変更や法人の事情による運営譲渡、廃止等を行う場合は、本市の承認を得なければならないこととします。

(5) 民営化にあたっての対応

ア 当該保育所における入所児童への対応

運営移管にあたっては、入所児童に配慮し、保育環境の変化を緩やかにするため、公立保育所と移管先法人の保育士が事前に一定の期間、一緒に保育を行う引き継ぎ保育や保育士同士の人事交流などについて、保護者や地域の方々と方法を協議し、実施します。

また、臨時職員が当該保育所での継続雇用を希望する場合、移管先法人の採用面接が受けられるよう促します。

イ 当該保育所における保護者への対応

運営移管にあたっては、保護者の不安感を解消するために十分な説明を行うとともに、移管後は移管先法人を交えた話し合いの場を設けるなど、保護者の意見や要望にできるだけ沿えるような配慮を本市が移管先法人に促します。

ウ 民営化後の本市の役割

本市は、当分の間、民営化後の保育所に対して、移管時の「選定条件」が守られているかを随時確認するとともに、保育士等の巡回により移管先法人への助言や、保護者からの相談等に応じるなどの支援を行います。

5 公立保育所の統廃合

(1) 統廃合の実施

統廃合を実施する保育所は、施設設備の状況を考慮の上、入園児数の状況や今後の見込み、地域における出生数や就学前児童数の状況等を把握し、近隣に受け入れ可能な認可保育所があることを前提に下記の条件のいずれかを満たす場合、検討に入ります。

- ① 同じ小学校校区内に公立保育所が2ヶ所以上ある場合
- ② 入園児童数が20名を下回っている保育所である場合

(2) その他

統廃合後の園舎等の利活用については、当該地域関係者と協議して決定します。

6 中山間地の特例（分園）

中山間地においては平野部と違って選択できる保育所が少なかったり、近隣の保育所までの送迎距離が長くなったりすることから、中山間地の特例として入園児童数が20名を下回り、5名未満となるまでは、分園として継続します。